



# 国労5・27臨大闘争弾圧を許さない会 第86回公判報告

—12月26日—

- ▼連絡先 葉山法律事務所  
東京都港区南青山5-10-2第2九曜ビル505号室  
電話03-3797-3690 FAX03-3797-3950
- ▼郵便振替口座00120-1-576168 国労5・27弾圧を許さない会
- ▼ホームページ <http://www008.upp.so-net.ne.jp/yurusanai/>

2008年1月5日発行

## 四党合意は闘争団と職場闘争を闘う組合員を排除するもの

被告人質問の3人目である富田益行被告の第2回目である。富田被告は、尼崎事故がJR西日本の責任であることをマスコミにも明らかにしたこと、を証言。さらに、検事の取り調べ過程の出来事を暴露し、国労組合員ら8名の逮捕・起訴が権力によって強引に行われた事実を明らかにした。

## 富田さんが尼崎事故の問題をテレビ番組で暴露

年の暮れの日数も少なくなった年末を「数へ日」という。「数へ日」となった、クリスマス以降の公判も珍しい。隣の日比谷公園には正月まで巨大なツリーが飾られ、ライトアップされていた。

裁判所の入り口で、いつもと違う警戒態勢をとっている。法政大学の学生の弾圧事件の裁判が午前中行われていたためだ。傍聴者の数は71名。

いつものように13時15分に開廷となり、大口昭彦弁護士が質問を担当する。弁護人は冒頭、富田益行被告の作成した「資料1」を示しながら尼崎事故に対する国労共闘の闘いについて聞いていく。「資料1」はJR西日本が発行した『重大鉄道事故事例集』から富田被告が作成した表とグラフである。それを見ると、国

労本部の96年8・30申し入れ以降、

重大事故が多発しているのが一目瞭然だ。国労本部の屈服を見越して、JR資本による合理化＝安全無視が進行した結果である。

2005年10月24日に放送された関西の読売テレビ「ニューススクラブル」の尼崎事故特集番組に富田被告が出演したビデオをプリントした「資料4」が示される。そこで、富田さんは緩和曲線の問題を取り上げてJR西日本を批判した。『軌道構造整備準則』によれば、事故がおきたカーブは2級線だから、緩和曲線は80メートルなければならないが、それが3級線レベルの60メートルし

かなかったという。緩和曲線とは直線と本曲線を結ぶ曲線のこと、線路が直線から曲線になだらかに移行するためのものである。ここはカーブの外側の線路が徐々に上がっていくため、車両についている各台車の4つの車輪のうち1つの車輪が浮き上がらざるをえないという危険箇所だから、線路保守の重要な箇所なのだ。

JR西日本の垣内社長は「十分安全には念には念をいれて運転を再開したところでございます」とこの番組の中で述べた。垣内社長は、そういう重大な事実を隠して、違法な緩和曲線を事故がおきた時の60メートルのままに復旧したのだ。

富田被告の出演はこの垣内社長発言を真っ向から批判・弾劾する内容となった。そのため、番組出演後、神戸支社の施設課長の江原という人物が富田被告を呼び出して詰問して

**許さない会**

国労5.27臨大  
闘争弾圧を  
許さない会

◆連絡先  
葉山法律事務所  
東京都港区南青山  
5-10-2 第2九曜ビル505  
tel.03-3797-3690  
fax.03-3797-3950  
◆ホームページ  
[www008.upp.so-net.ne.jp/yurusanai/](http://www008.upp.so-net.ne.jp/yurusanai/)



数へ日の思いを全て書きとめつ

報告者 小泉義秀



きたという。根拠のないことを言っ  
て会社の名譽を傷つけたとして処分  
するためだったようだ。しかし、江  
原は富田被告との論争の中で『軌道  
構造整備準備則』の3条3項の規定を  
見落としていた事実を認めた。にも  
かわからず、いまだに緩和曲線は事  
故当時のままで。司法当局は今、尼  
崎事故の責任をめぐってJR西日本  
幹部の刑事責任の追及に踏み切るか

否か判断する段階に入っている。  
他方、国労幹部はどうなのか。事  
故調査委員会に国労西日本エリア本  
部書記長の吉岡も出席したが、吉岡  
は「睡魔が一部で襲ったのではない  
か」とか「運転技量に問題がなかっ  
たか」などと高見運転士個人の問題  
に事故原因を求める態度に終始して、  
JR西日本会社の問題点を真正面か  
ら批判しなかったという。

## 甘利明を引きずり出すまでいった地労委闘争

14時になって葉山岳夫弁護人に交  
代する。葉山弁護士は国労共闘全国  
協議会結成とその闘いについて質問  
していく。

この問答の中で特に印象に残った  
ところは出向協定反対を貫いた国労  
共闘の職場闘争だ。「出向協定に反  
対してJR西日本の子会社に出向し  
なかった富田さんたち国労共闘の人  
たちはその後、どうになりましたか」  
という質問に答えて次のように述べ  
る。「この法廷にいる被告は、全員

地き  
を引ぞ  
明にた  
利委し  
甘労出



不当配属の  
職場に隔離  
されてきた  
国労組合員  
です。橋被

JR本  
体で職場闘争を闘っている組  
合員も切り捨てることにあると思  
いました」と述べる。  
四党合意を支配政党による不当労  
働行為として救済を申し立てた四党

合意地労委闘争は全国金属機械労働  
組合港合同事務局長の大和田幸治さ  
んから提起されて始まった。この闘  
いは2000年12月に大阪で審問が  
開始され、続けて福岡・千葉でも審  
問が開始された。重大だったのは2  
002年2月に千葉で四党協議座長  
の甘利明の証人喚問が決定されたこ

## 少数派の行動も団結権によって保障される

15時44分。大口弁護士が再び質問  
を行い、四党合意から三与党声明、  
5・27臨時大会までの過程を聞いて  
いく。「『JRに法的責任なし！  
ふざけるな！』と言ったときの富田  
さんの気持ちはどのようなものでし  
たか」との問いに、「『JRに法的  
責任なし』が四党合意の核心であり、  
それを認めたら1047名の解雇も、  
JR本体での不当労働行為の全てを  
容認することになると思った。何の  
ために闘ってきたのか、自分のこれ  
までの人生を否定するのか。そうい  
うことを突きつけたかった」と述べ  
る。

「2000年7・1臨時大会（第  
66回大会）での富田さん自身の行動  
で覚えていることは何ですか」とい  
う質問に対して、国労本部が裏口か  
ら突入して大会を強行しようとする

とだ。続いて、大阪・福岡でも決定  
した。しかし、甘利は労働委員会へ  
の出頭を拒否した。

5・27大会当日は、甘利が労働委  
員会に出頭するよう求める、自民党  
や甘利の事務所への申し入れ行動が  
重要な行動として準備され実行され  
たのである。

ことを、闘争団と共にスクラムを組  
んで跳ね返して闘ったのは国労共闘  
の組合員だけだったことと答える。

この時、豊田電車区の中村幸夫さ  
んが不当にも逮捕された。この問題  
についての質問は佐藤昭夫弁護団長  
が行う。機動隊が来て闘争団を排除  
しようとした時、それをスクラムを  
組んで跳ね返した際に、中村さんが  
逮捕されたのだ。機動隊を呼んだの  
は当時国労東京地本委員長だった酒  
田だった。中村さんの逮捕は狙い撃  
ちであり、5・27弾圧の先取りだっ  
た。

中村さんは23日間勾留されて不起  
訴になるが、運転業務から下ろされ、  
炎天下に制服制帽で、他の運転士が  
構内に行く時見える道路の草むしり  
やらされた。また、この過程で8月  
の国労大会に参加しないようにと言

われた。支部の執行部は四党合意賛成派のため動かない。そのため、中村さんは個人で不当労働行為の救済申立を行う。結果は地労委・中労委とも元に戻せという勝利命令を勝ち取るが、JR東日本会社は命令不履行のまま命令取り消しの行政訴訟を起こす。その結果、地裁（民事36部、難波裁判長）では労働委員会命令が取り消される。判決の骨子は、国労が不当労働行為だと申し立てていな

## 検事の不当な取り調べ過程の出来事を暴露

再び大口弁護人が質問。富田被告は2002年10月7日、自宅で逮捕されたにも関わらず、逮捕状には「住居不詳」「職業不詳」と書かれていた。「自宅もはっきりしており、職業もはっきりしているのに、警視庁公安部はどうしてそのような詐術を弄したのですか」と問う。「逮捕された私たちが現職の国労組合員で



あり、この事件が労働組合内部の出来事であることを押し隠し、中核派が

い、中村さんは単なる一組合員で、その行動は組合決定に影響がないのだから会社がこれに関心を持つていたわけではない、だから不当労働行為には当たらない、というものだ。しかし、高裁判決はこの一審判決を取り消して、中村さんは逆転勝利を勝ち取った。執行部に反対する少数派の行動も、団結権保障によって保障される正当な組合活動だと認められたのだ。

外部から国労に介入したかのように描きあげる意図があったからだと思います」という答え。

富田被告は浅草警察署に留置され、担当していた検察官は菊池和史という。大口弁護人は逮捕直後からこの事件に関わっていて、不当な取調の内容を弁護人接見をとおして被告から直接聞いた経緯をもっている。質問の内容も生々しい。「あなたは2002年10月23日に面会に行った私に報告したことがありますね」との質問に答えて、富田被告は菊池検事の取調過程の発言を暴露する。「長野へ行ってきた。実は長野地本の国労組合員が、逮捕された中に国労組合員と闘争団員がいたことを聞

いて動揺している。だから私が行って説得した。君は黙秘しているが本件は起訴になる。起訴になると裁判になる。そうすると長野地本の国労組合員が証人として法廷に呼ばれることになる。同じ国労の組合員同士が法廷で争うという事態になってしまふ。これは労働組合として非常にまずいことじゃないか。だからそんなまずい事態にしないためにさっさと事実を事実として認めてしまった方がいいじゃないか」。菊池検事はこのように述べて、富田被告の黙秘を解かせ屈服を迫ったのである。富田被告は「国労組合員を対立させているのはあなた方ではないか」と思い腹が立ったとのことである。

この菊池検事の話の真相は、裁判が始まってから明らかになる。国労長野地本の黒執や浅川組合員は当時の長野地本の吉田書記長の指示で警察に被害届を提出した。彼らは、国労と関係のない中核派が国労大会に外部から介入し暴力をふるって大会を妨害しようとしたという理屈で被害届を出すよう説得されて応じたのである。しかし、その結果、逮捕されたのが現職の国労組合員と闘争団員であることを知って激しく動揺したのである。この構図の中に国労5・27臨大闘争弾圧の核心が凝縮されて

いる。

今回の被告人質問は17時10分に終了。この後『前進』の追加分の証拠採用をめぐるやりとりがあり、不当にも、裁判長は一部を除いて証拠採用する。一瀬敬一郎主任弁護人が異議を申し述べ、棄却される。

公判終了後の、裁判所と検察官と弁護人の三者で裁判の進行に関する打ち合わせがあり、その中で青柳勤裁判長が2008年1月7日に異動することが突然、伝えられた。しかし、代わりの裁判長が決まっていなかったため、とりあえず1月11日の次回公判は中止となった。

新しい裁判長が着任すると、更新手続きがおこなわれることになる。その後、富田被告の被告人質問（3回目）が、5・27当日の行動と実行行為をテーマとして再開される。



第86回公判を傍聴して

青柳勤裁判長への????

富田さんへの弁護人質問第2日。この日も水曜なので、全動労争議団が来春早々の鉄運訴訟一審判決に向けて毎水曜に裁判所前で行っている宣伝行動に会う。東京オルグの渡部謙三さんに「奥様の手記だと年に3回、札幌に帰られるとのことですが・・・」と話しかけた。札幌に正月帰省しても、いくつかの行動が予定されていてゆっくり休養とはいかぬらしい。健闘を願って握手、公安警察が内外に群れている裁判所建物に入る。

この日の富田発言の主な柱は、①尼崎事故への対応、②86年修善寺大会から02年5・27臨時大会に至る過程での彼および国労共闘（90年結成）の闘いについてであった。この②の部分は、国労共闘の結成・活動を軸に見た国労運動史として、私に有益な新認識を与えてくれた。国労内に民同＝旧社会党・現民主&社民党系の活動家集団、および革同＝日本共産党系の活動家集団があって、それぞれ国労運動の良かれ悪しかれの構成主体となってきたことは周知のことだが、この二つの通称「学校」内の主流が揃って「四党合意」屈従の国労迷走を主導した状況で、第三の「学校」が生まれ無茶な刑事弾圧も受けることで、一定の勢力を成すに至ったという新認識である。②の部分では、「四党合意」を不当労働行為とする地労委闘争が「国労共闘」の闘争主軸の一つになっており、千葉、大阪、福岡の三つの地労委が自民・甘利明の証人喚問を決定するまでに闘争展開がなされたことが示された。02年5月27日の「国労共闘」の行動は二本柱であって、問題の国労臨大に向けての宣伝活動と併せ、地労委喚問拒否の態度をとる甘利に出頭を要請する活動が生まれ実践されたのである。つまり国労臨大を物理的に粉砕するような方針は全くなかったわけだ。

ところで今回公判、富田陳述の二つの主要部分それぞれに各一回、前回公判では沈黙静聴の姿勢を通じた青柳裁判長が発言した。まず①の途中では「尼崎事故の質問はまだまだ続くのか？ 事件との関連に留意して進めてください」との制約的介入発言があった。大口弁護人は「ハイ」とは答えながら、調子は変えずに質問を続けた。この青柳発言の意味することは何なのか。JR西日本尼崎事故は労働問題に関係あるので触れてよいが、東日本羽越線事故は関係ないから関連発言不許可とは、かつて(51回公

判)彼が取った立場である。富田さんが2級線規格の緩和曲線80メートルに20メートル不足だとテレビで告発したのが、個人行動であって組合活動ではないとでも言いたいのか。尼崎事故問題の何が本事件と関わり関わりないと青柳氏は考えるのか。????が私の心中に沸き起こったのである。

②の終わりごろ、国労2000年7・1大会関連で豊田電車区中村運転士に対してJRが不当労働行為を行ったと東京高裁で認定されたことが触れられた。そこでの青柳裁判長の質問—「どういことが不当労働行為だったのですか」に対しても私の心中????であった。けだしこの事件は、組合執行部の決定によらない中村の行為は組合活動ではないとする東京地裁難波孝一（9・15判決で国鉄不当労働行為を認め、日の君子防訴訟で原告完全勝利判決を書いた人?!）裁判長の不当判決が覆えされ、東京高裁石川善則裁判長が中村の「四党合意」批判活動を国労組合員としての活動と認めたものである。組合内少数派が執行部を批判する活動として本事件の構造と同一論理であるのに、そのことを全く分かってない青柳質問だった。60年代半ばに民間大企業の組合がほぼ「会社派」執行部に制圧されて以降、まず少数派第一組合に属する組合員の組合方針に則っての活動に対する賃金差別が不当労働行為として救済され、ついで多数派第二組合内少数潮流の執行部批判方向での活動に対する賃金差別なども、不当労働行為として救済される流れが、労働委員会命令では圧倒的に、裁判所判決でもある程度、形成されてきた。石川判決はその流れにある。本事件裁判官も、組織意思の民主主義的形成条件の確保を重視するこの流れに属して貰いたいと強く思う。

今公判最後に、検事からの証拠申請を巡って裁判官、弁護人の三者が激しくやりとりする緊張場面があった。中核派機関紙『前進』記事7点のうち、当初6点、一瀬弁護人の強い抗議で「カクマル JR総連」云々の記事が除かれて5点が証拠採用となる場面があった。『前進』の国鉄闘争関連記事が何故本事件と関連する証拠となるのか。同一の事実行為でも、中核とかカクマル、あるいは共産党という党派レッテルが貼られれば有罪となり、組織的背景のない無党派だったら合法となるのか。????????である！

